

徳島県告示第三百八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十六条第二項の規定により、次のとおり工事が完了したことを公告する。

令和四年五月十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

開発区域又は工区に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた者	
	住 所	氏 名
鳴門市大麻町板東字辻見堂七一番二の一部	徳島市南二軒屋町二丁目 四番二四号	株式会社ライフリビ ンゲ
小松島市坂野町字竹のはな五番一並びに六 番一及び七番一の各一部	東京都品川区大崎一丁目 一番二号	株式会社ローソン
同 赤石町字入船一〇五番二	鳴門市瀬戸町明神字鳴谷 一一一番地	岡島 哲也
名西郡石井町藍畑字第十 五一五番五	名西郡石井町石井字石井 四四四番地の二	株式会社岡萬商店
板野郡松茂町笹木野字八上八九番七及び九 〇番三の一部	阿波市土成町吉田字城根 木一七番地三	出口 久美子
同 北島町中村字蛇池二三番一及び二四 番一並びに二三番一及び二四番一の各地先 町有地	香川県高松市林町二二一 七番地五〇	ミサワホーム四国株 式会社
同 北村字千田ノ木五〇番五、五 一番二及び五二番一	徳島市住吉四丁目五番九 二号	株式会社パパベル